

飛驒市建設工事等積算内訳事後公表要領

(目的)

第1条 この告示は、市が発注する建設工事等の透明性及び客観性の向上を図るため、積算内訳の事後公表について必要な事項を定め、市民の建設工事等に対する理解と信頼を深めることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「建設工事等」とは、市が競争入札又は随意契約により発注する建設工事及び調査・建設等の業務委託をいう。

2 この告示において「積算内訳」とは、建設工事等を発注するときに定める予定価格の算出に用いた積算価格について、一定の範囲で定める項目ごとの数量及び金額（消費税及び消費税相当額を除いたもの。以下同じ。）を明示したものをいう。

(公表の対象となる建設工事等)

第3条 積算内訳を公表する建設工事等は、予定価格が130万円を超える建設工事及び予定価格が50万円を超える業務委託とする。

(公表の内容)

第4条 公表する内容は、次のとおりとする。

(1) 建設工事の積算内訳は、表紙と内訳書から構成し、次のとおりとする。

ア 表紙（建設内容を含む。）に記載する内容

(ア) 仕様書番号、工事名称

(イ) 施工場所、設計年月

(ウ) 設計内容（建物規模又は工事規模、工事内容、仕様）

イ 内訳書の構成

区分	工事費総括表	工事費内訳表	単価表 積算根拠等
積算内訳 公表対象	○	○	×

ウ 内訳書に記載する内容

名称、数量、単位、金額

エ 添付する図面

土木関係	平面図、標準断面図、縦断図（平面図においては工種等の詳細が確認できるもの）
建設関係	発注仕様図面 一式（ただし、意匠等を含む部分の対象としない。）
その他	工事の目的をなす規格等の記載が確認できる図

(2) 業務委託の積算内訳は、次のとおりとする。

ア 調査等業務委託の場合に記載する内容

- (ア) 表紙 仕様書番号、業務名、施工場所、設計年月
- (イ) 内訳書 業務内容、仕様、事業費総括表、内訳表
- (ウ) 内訳書記載内容 名称、数量、単位、金額
- (エ) 図面等 位置図程度

イ 設計等業務委託の場合に記載する内容

- (ア) 表紙 仕様書番号、委託名称、概要、業務箇所、設計年月
- (イ) 内訳書 仕様、事業費総括表、内訳表
- (ウ) 内訳書記載内容 名称、数量、単位、金額
- (エ) 図面等 位置図、平面図等（委託内容の範囲等が明示された図面）

（公表の時期及び方法）

第5条 積算内訳の公表は、原則として、契約締結後速やかに行うものとし、公表の方法は、閲覧に供することによってのみ行うものとする。

（閲覧の期間）

第6条 積算内訳の閲覧できる期間は、閲覧に供した日から翌年度末までとする。

（閲覧の場所）

第7条 積算内訳を閲覧する場所は、「建設工事等」の担当課（以下「主管課」という。）において行うものとする。

（積算内訳の閲覧日時）

第8条 積算内訳を閲覧できる日は、飛騨市の休日を定める条例（平成16年飛騨市条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日を除く日とする。

2 閲覧時間は、午前9時から午後5時（ただし、正午から午後1時までを除く。）までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、主管課長は、閲覧書類の整理その他必要がある場

合には、その旨を閲覧場所に掲示し、臨時に休日を設け、又は閲覧時間を短縮することができるものとする。

(閲覧の条件)

第9条 積算内訳の閲覧条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 積算内訳は所定の場所で閲覧し、原則として閲覧場所以外には持ち出すことはできない。
- (2) 積算内訳を汚損又は毀損してはならない。
- (3) 積算内訳の複写等の便宜供与は行わない。
- (4) 閲覧に供した資料の内容に関する問い合わせには応じない。

(資料の管理及び保管)

第10条 閲覧に供した資料の管理及び保管は、主管課において行うものとする。

(閲覧の手続き)

第11条 閲覧しようとする者は、主管課備付けの積算内訳書閲覧申請簿（別記様式）に必要事項を記入して閲覧するものとする。

- 2 閲覧しようとする者は、第9条に規定する閲覧条件を遵守して閲覧しなければならない。

附 則

- 1 この告示は、平成24年9月1日から施行し、同日以後に契約を締結した建設工事等について適用する。
- 2 この告示の対象とされていない建設工事等及びこの告示の施行日以前に契約を締結した建設工事等については、飛驒市情報公開条例（平成16年飛驒市条例第14号。）の規定による。

別記様式（第11条関係）

担当課名 _____

_____ 年度 No. _____

積算内訳書閲覧申請簿

番号	閲覧月日	住所又は会社名	氏名	備考
1	月 日			
2	月 日			
3	月 日			
4	月 日			
5	月 日			
6	月 日			
7	月 日			
8	月 日			
9	月 日			
10	月 日			
11	月 日			
12	月 日			
13	月 日			
14	月 日			
15	月 日			
16	月 日			
17	月 日			
18	月 日			
19	月 日			
20	月 日			